

改正案	現行
<p>（法第六条第一項の明示事項及び明示の方法）</p> <p>第二条 法第六条第一項の厚生労働省令で定める短時間労働者に対して明示しなければならない労働条件に関する事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 昇給の有無二 退職手当の有無三 賞与の有無 <p>2 法第六条第一項の厚生労働省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項が明らかとなる次のいずれかの方法によることを当該短時間労働者が希望した場合における当該方法とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 ファクシミリを利用してする送信の方法二 電子メールの送信の方法（当該短時間労働者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。） <p>3 前項第一号の方法により行われた法第六条第一項に規定する特定事項（以下本項において「特定事項」という。）の明示は、当該短時間労働者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、前項第二号の方法により行われた特定事項の明示は、当該短時間労働者の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該短時間労働者に到達したものとみなす。</p> <p>（法第九条第一項の厚生労働省令で定める賃金）</p> <p>第三条 法第九条第一項の厚生労働省令で定める賃金は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 通勤手当	

- 二 退職手当
- 三 家族手当
- 四 住宅手当
- 五 別居手当
- 六 子女教育手当
- 七 前各号に掲げるもののほか、名称の如何を問わず支払われる賃金のうち職務の内容（法第八条第一項に規定する職務の内容をいう。次条において同じ。）に密接に関連して支払われるもの以外のもの

（法第十条第一項の厚生労働省令で定める場合）

第四条 法第十条第一項の厚生労働省令で定める場合は、職務の内容が当該事業所に雇用される通常の労働者と同一の短時間労働者（法第八条第一項に規定する通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。）が、既に当該職務に必要な能力を有している場合とする。

（法第十一条の厚生労働省令で定める福利厚生施設）

第五条 法第十一条の厚生労働省令で定める福利厚生施設は、次に掲げるものとする。

- 一 給食施設
- 二 休憩室
- 三 更衣室

（法第十五条の厚生労働省令で定める数）

第六条 法第十五条の厚生労働省令で定める数は、十人とする。

（短時間雇用管理者の選任）

第七条 事業主は、法第十五条に定める事項を管理するために必要な知識及び経験を有していると認められる者の中から当該事項

（法第九条の厚生労働省令で定める数）

第二条 法第九条の厚生労働省令で定める数は、十人とする。

（短時間雇用管理者の選任）

第三条 事業主は、法第九条に定める事項を管理するために必要な知識及び経験を有していると認められる者の中から当該事項を

を管理する者を短時間雇用管理者として選任するものとする。

(権限の委任)

第八条 法第十六条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを除き、事業主の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うものとする。

(準用)

第九条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二号)第三条から第十二条までの規定は、法第二十二條第一項の調停の手續について準用する。この場合において、同令第三条第一項中「法第十八條第一項」とあるのは「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(以下「短時間労働者法」という。)(第二十二條第一項)」と、同項並びに同令第四条(見出しを含む。)、第五条(見出しを含む。)(及び第八条第一項中「機会均等調停会議」とあるのは「均等待遇調停会議」と、同令第六条中「法第十八條第一項」とあるのは「短時間労働者法第二十二條第一項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項及び第三項中「法第二十條第一項又は第二項」とあるのは「短時間労働者法第二十三條において準用する法第二十條第一項」と、同項中「法第二十條第一項」とあるのは「短時間労働者法第二十三條において準用する法第二十條第一項」と、同令第九条中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同令第十条第一項中「第四条第一項及び第二項」とあるのは「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第九条において準用する第四条第一項及び第二項」と、「第八条」とあるのは「同令第九条において準用する第八条」と、同令第十一条第一項中「法第二十一條」とあるのは「短

管理する者を短時間雇用管理者として選任するものとする。

(権限の委任)

第三条の二 法第十条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを除き、事業主の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うものとする。

時間労働者法第二十三条において準用する法第二十一条」と、同令別記様式中「労働者」とあるのは「労働者」と読み替えるものとする。

(指定の申請)

第十条 法第二十五条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における法第二十七条に規定する業務に関する基本的な計画及びこれに伴う予算

四 (略)

(名称等の変更の届出)

第十一条 法第二十五条第二項に規定する短時間労働援助センター(以下「短時間労働援助センター」という。)は、同条第三項の規定による届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

(短時間労働援助センターの支給する給付金)

第十二条 法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める給付金は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号。以下「労災則」という。)第二十六条及び雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号。以下「雇保則」という。)第一百八条の二に規定する短時間労働者均衡待遇推進等助成金とする。

(指定の申請)

第四条 法第十三条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における法第十五条に規定する業務に関する基本的な計画及びこれに伴う予算

四 (略)

(名称等の変更の届出)

第五条 法第十三条第二項に規定する短時間労働援助センター(以下「短時間労働援助センター」という。)は、同条第三項の規定による届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

(短時間労働援助センターの支給する給付金)

第五条の二 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める給付金は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号。以下「労災則」という。)第二十六条及び雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号。以下「雇保則」という。)第一百八条の二に規定する短時間労働者均衡待遇推進等助成金とする。

(短時間労働者均衡待遇推進等助成金)
第十三条 (略)

(短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行う事務所の変更の届出)

第十四条 短時間労働援助センターは、法第二十八条第三項後段の規定による届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更後の法第二十八条第三項に規定する短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務(以下「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務」という。)を行う事務所の所在地

二・三 (略)

(業務規程の記載事項)

第十五条 法第二十九条第三項の業務規程に記載すべき事項は法第二十八条第一項の給付金の支給に係る事業及びこれに附帯する事業に関する事項とする。

(業務規程の変更の認可の申請)

第十六条 短時間労働援助センターは、法第二十九条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・三 (略)

(短時間労働者雇用管理改善等事業関係給付金の支給に係る厚生労働大臣の認可)

第十七条 短時間労働援助センターは、法第三十条の規定による認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一・三 (略)

(短時間労働者均衡待遇推進等助成金)
第五条の三 (略)

(短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行う事務所の変更の届出)

第六条 短時間労働援助センターは、法第十六条第三項後段の規定による届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更後の法第十六条第三項に規定する短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務(以下「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務」という。)を行う事務所の所在地

二・三 (略)

(業務規程の記載事項)

第七条 法第十七条第三項の業務規程に記載すべき事項は法第十六条第一項の給付金の支給に係る事業及びこれに附帯する事業に関する事項とする。

(業務規程の変更の認可の申請)

第八条 短時間労働援助センターは、法第十七条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・三 (略)

(短時間労働者雇用管理改善等事業関係給付金の支給に係る厚生労働大臣の認可)

第九条 短時間労働援助センターは、法第十八条の規定による認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一・三 (略)

(経理原則)
第十八条 (略)

(区分経理の方法)

第十九条 短時間労働援助センターは、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務に係る経理について特別の勘定(第二十五条第二項及び第二十七条第三項において「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務特別勘定」という。)を設け、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

(事業計画書等の認可の申請)

第二十条 短時間労働援助センターは、法第三十二条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、事業計画書及び収支予算書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

(事業計画書の記載事項)

第二十一条 法第三十二条第一項の事業計画書には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。

- 一 法第二十八条第一項の給付金の支給に係る事業及びこれに附帯する事業に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、法第二十七条各号に掲げる業務に関する事項

(収支予算書)

第二十二条 (略)

(経理原則)
第十条 (略)

(区分経理の方法)

第十一条 短時間労働援助センターは、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務に係る経理について特別の勘定(第十七条第二項及び第十九条第三項において「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務特別勘定」という。)を設け、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

(事業計画書等の認可の申請)

第十二条 短時間労働援助センターは、法第二十条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、事業計画書及び収支予算書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

(事業計画書の記載事項)

第十三条 法第二十条第一項の事業計画書には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。

- 一 法第十六条第一項の給付金の支給に係る事業及びこれに附帯する事業に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、法第十五条各号に掲げる業務に関する事項

(収支予算書)

第十四条 (略)

(収支予算書の添付書類)

第二十三条 短時間労働援助センターは、収支予算書について法第三十二条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

(事業計画書等の変更の認可の申請)

第二十四条 短時間労働援助センターは、事業計画書又は収支予算書について法第三十二条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(予備費)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

(予算の流用等)

第二十六条 短時間労働援助センターは、支出予算については、収支予算書に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適切かつ必要であるときは、第二十二条の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

2・3 (略)

(予算の繰越し)

第二十七条 (略)

2・4 (略)

(収支予算書の添付書類)

第十五条 短時間労働援助センターは、収支予算書について法第二十条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

(事業計画書等の変更の認可の申請)

第十六条 短時間労働援助センターは、事業計画書又は収支予算書について法第二十条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(予備費)

第十七条 (略)

2・3 (略)

(予算の流用等)

第十八条 短時間労働援助センターは、支出予算については、収支予算書に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適切かつ必要であるときは、第十四条の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

2・3 (略)

(予算の繰越し)

第十九条 (略)

2・4 (略)

(事業報告書等の承認の申請)

第二十八条 短時間労働援助センターは、法第三十二条第二項の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度終了後三月以内に申請しなければならない。

(収支決算書)

第二十九条 (略)

一・二 (略)

(会計規程)

第三十条 (略)

2・3 (略)

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第三十一条 短時間労働援助センターは、法第三十六条第一項の規定による認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

(立入検査のための証明書)

第三十二条 法第三十八条第二項の証明書は、厚生労働大臣の定める様式によるものとする。

(短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の引継ぎ等)

第三十三条 法第四十一条第一項の規定により厚生労働大臣が短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行うものとするときは、短時間労働援助センターは次の事項を行わなければならない。

一・三 (略)

2 法第四十一条第一項の規定により厚生労働大臣が行っている短

(事業報告書等の承認の申請)

第二十条 短時間労働援助センターは、法第二十条第二項の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度終了後三月以内に申請しなければならない。

(収支決算書)

第二十一条 (略)

一・二 (略)

(会計規程)

第二十二条 (略)

2・3 (略)

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第二十三条 短時間労働援助センターは、法第二十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

(立入検査のための証明書)

第二十四条 法第二十六条第二項の証明書は、厚生労働大臣の定める様式によるものとする。

(短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の引継ぎ等)

第二十五条 法第二十九条第一項の規定により厚生労働大臣が短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行うものとするときは、短時間労働援助センターは次の事項を行わなければならない。

一・三 (略)

2 法第二十九条第一項の規定により厚生労働大臣が行っている短

時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行わないものとするときは、厚生労働大臣は次の事項を行わなければならない。

一〇三 (略)

時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行わないものとするときは、厚生労働大臣は次の事項を行わなければならない。

一〇三 (略)

○社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>別表（第一条関係） 一～四十（略） 四十一 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）に係る申請 第二十二條第一項の調停の申請 四十二～五十六（略）</p>	<p>別表（第一条関係） 一～四十（略） 四十一 削除 四十二～五十六（略）</p>

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別記様式（第6条関係） 調 停 申 請 書		別記様式（第8条関係） 調 停 申 請 書	
関 係 当 事 者	労働者 氏 名 住所 電話（ ）	女性労働者 氏 名 住所 電話（ ）	（〒 ） 電話（ ）
	事業主 氏名又は名称 住所 電話（ ）	事業主 氏名又は名称 住所 電話（ ）	（〒 ） 電話（ ）
調停を求める事項及びその理由		調停を求める事項及びその理由	
紛争の経過		紛争の経過	
その他参考となる事項		その他参考となる事項	